

令和 7 年 2 月 3 日

過料事件の通知について

福島市政策調整部地域共創課

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第29条の規定による事業報告書の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	NPO 法人ふくしま新文化創造委員会
主たる事務所の所在地	福島県福島市笹木野字町裏 4 番地の 8
通知した日	令和 7 年 2 月 3 日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。